

農用地利用集積等促進計画

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体の 名称	経営体 の区分 (注2)	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約 区分 (注4)	備考
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)				新規	更新	付替			
1	伯耆町	岩屋谷	ボケ谷	1422	田	田	野菜	1,782	1,782	R5.8.1	R10.7.31	5	3,000	5,346	R5.8.1	R10.7.31	5	3,000	5,346	川上 美穂	2	A		○		幡郷	1	
2	伯耆町	岩屋谷	ドウメンノ上	1356	田	田	野菜	2,338	2,338	R5.8.1	R10.7.31	5	3,000	7,014	R5.8.1	R10.7.31	5	3,000	7,014	川上 美穂	2	A		○		幡郷	1	
3	伯耆町	岩屋谷	ドウメンノ上	1357	畑	畑	野菜	1,170	1,170	R5.8.1	R10.7.31	5	3,000	3,510	R5.8.1	R10.7.31	5	3,000	3,510	川上 美穂	2	A		○		幡郷	1	
4	伯耆町	岩屋谷	ボケ谷	1433	田	田	野菜	2,200	2,200	R5.8.1	R10.7.31	5	3,000	6,600	R5.8.1	R10.7.31	5	3,000	6,600	川上 美穂	2	A		○		幡郷	1	
5	伯耆町	吉長	家ノ上ノ二	125-1	田	田	畑	1,348	1,348	R5.8.1	R8.7.31	3	1,000	1,348	R5.8.1	R8.7.31	3	1,000	1,348	農事組合法人 伯耆の郷	1	A,B,C		○		大幡	1	
6	伯耆町	吉長	中通	683	田	田	水田	3,047	3,047	R5.8.1	R8.7.31	3	1,000	3,047	R5.8.1	R8.7.31	3	1,000	3,047	農事組合法人 伯耆の郷	1	A,B,C		○		大幡	1	
7	伯耆町	吉長	中通	695	田	田	水田	2,999	2,999	R5.8.1	R8.7.31	3	1,000	2,999	R5.8.1	R8.7.31	3	1,000	2,999	農事組合法人 伯耆の郷	1	A,B,C		○		大幡	1	
8	伯耆町	添谷	古屋敷	1950-1	田	畑	畑	3,376	3,376	R5.8.1	R8.7.31	3	3,000	10,128	R5.8.1	R8.7.31	3	3,000	10,128	(株)松助	1	B,C	○			日光	1	

18,260

○注記ごとに該当する記号を記載

注1 ①機構を介して賃料を授受。 ②地権者と耕作者が賃料を直接授受。

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 A 同じ経営体と同じ農地を耕作する場合。 B 法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。

共通事項

○農用地利用集積等促進計画に係る条件等

この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、農用地利用集積等促進計画に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）賃借権の設定等の条件

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構(以下「乙」という。)による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「賃借権の設定等」という。)は、賃借権の設定等を受ける者(以下「丙」という。)が当該賃貸借の設定等を受けた土地(以下「当該土地」という。)について次のいずれか

ア 当該土地を丙が適正に利用していないと乙が認めたとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)(以下「法」という。)第21条第1項の規定による報告を丙がしないとき。

ウ (8)イに該当する違反があったとき。

(2)借賃の支払

ア 乙を介した借賃授受の場合、丙は乙の指定する期日までに乙の指定する口座に1年間分の借賃を支払い、乙は甲の指定する口座に1年間分の借賃を支払う。

イ 甲と丙が借賃の直接授受の場合は、別に定めるところによる。

(3)借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、(2)に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(4)借賃の改訂

ア この農用地利用集積等促進計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙、丙が協議して定める額に改訂する。

イ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。この場合において、借賃の

(5)境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、隣地との境界を明らかにする。

(6)転貸又は譲渡

丙は、本計画により権利の設定若しくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(7)遅延損害金

ア 丙は、(3)により支払を猶予した場合を除き、(2)アに定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例(昭和27年鳥取県条例第45号)第3条の規定に準じて計算して得た額とする。

ウ 借賃の受渡を甲及び丙が直接行う場合は、借賃に関する債権及び債務は甲と丙の間で存在し乙は一切の債権及び債務を有さず、借賃の未払及び遅延損害等借賃授受に係る問題が生じた場合は甲と丙で解決することとし、乙は関与しないものとする。

(8)修繕及び改良

ア 乙、丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において甲が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で乙及び甲の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕

イ 丙は、乙及び甲の同意無く、当該土地の改良及び盛土(客土を含む)、中畔の撤去等の形質を変更、構造物の撤去をしてはならない。(ただし、排水対策等の為の明渠の設置は除く。)

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、丙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(9)附属物の設置等

ア 丙が当該土地に附属物の設置を行うことについて、事前に甲及び乙の同意を得なければならない。

イ アに基づき丙が附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は丙が負い、収去に要した経費も丙の負担とする。ただし、甲及び乙が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、丙は収去の義務を負わない。

ウ 権利の存続期間が満了するときは、丙は、その満了の日までに、当該土地を現状に回復する。ただし、附属物を収去しないことへの同意が得られている場合又は当該土地に生じた形質の変更が災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為若しくは当該土地の通常の利用によるものである

(10)租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、丙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙の負担とする。

(11)賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、乙及び丙並びに甲の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(12)当該土地の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を

(13)賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び丙は、この農用地利用集積等促進計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び鳥取県が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14)権利取得者の責務

ア 丙は、この農用地利用集積等促進計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙が報告を求めた場合、丙は、農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、乙に報告しなければならない。

(15)機構関連事業について

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(16)その他

この農用地利用集積等促進計画に定めのない事項及び内容に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定める。